

事務連絡
令和3年1月13日

各都道府県（感染症担当部局、危機管理部局） 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

繁華街での見回り活動等の徹底について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進にご協力いただき感謝申し上げます。全国の感染状況については、首都圏（1都3県）、特に東京での急速な増加に伴い、年明けから増加傾向が加速し、過去最高の水準を更新しています。さらに、中京圏、関西圏及び北関東、九州でも同様に年明けから新規感染者が急増しているところです。国の新規感染者数は、東京を中心とした首都圏での増加に伴い、増加傾向が続き、過去最多の水準となっているところです。

今月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、同日にそれに伴い変更された基本対処方針においては、「特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底する」としています。

各都道府県にあつては、令和3年1月7日付「緊急事態宣言下における繁華街での見回り活動等の実施について」に基づき、営業時間短縮要請等の徹底のため、都道府県及び市町村のコロナ対策本部が連携を図るとともに、各コロナ対策本部の下、知事部局及び市区町村部局（保健衛生部局及び商工部局等）、警察、消防その他の関連部局が一体となって、見回りや呼びかけ活動等を実施いただいていることと存じます。また、計画を策定し、重点的に取り組む地域を決定して積極的に見回りや呼びかけ活動等に取り組んでいる自治体もあるところです。

現在、20時以降の夜間のみならず、日中の街中においては、一定数の人出が各地でみられております。また、営業時間短縮要請を行っている都道府県においても、要請に応じていただけない店舗が散見されるところです。基本的対処方針において、特定都道府県について「不要不急の外出・移動の自粛」が求められているところ、この度、20時以降の夜間のみならず、日中においても警察、消防その他の関連部局が一体となった見回りや呼びかけ活動等について徹底して実施いただきますようお願いいたします。

なお、基本的対処方針においても、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外としている点についてもご留意いただいたうえでご対応いただくようお願いいたします。

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 高橋・松浦・廣瀬・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086